

共助の担い手養成事業 若者の地域社会活動への参加促進業務委託仕様書

1 委託業務名

共助の担い手養成事業 若者の地域社会活動への参加促進業務委託

2 委託期間

契約日から令和5年2月28日(火)

3 目的

SDGsの視点を取り入れた地域社会活動を推進するためには、将来の担い手となる若い世代が地域社会活動について考え、参加することが重要である。

そこで、本事業では、企業やNPO、行政、大学等の多様な主体が連携して行う地域・社会課題を解決する取組に参加する機会を提供することで、若い世代に地域社会活動を身近に感じてもらい、活動後の積極的な地域社会活動への参加を促す。

また、地域に根差したSDGs達成に向けた共助の取組に対する認識を深め、継続的に課題解決を図る関係の構築を促進するとともに、地域社会活動に参加することの魅力若者や県民に発信する。

4 事業の内容

(1) 共助コバトン地域応援団による体験・取材活動(3回)

NPO活動やSDGsに馴染みのない小学生や中高生、またリーダーとなる大学生などの学生を募集し、地域応援団を編成する。県内におけるSDGsの取組、また、課題解決に取り組むNPO活動についての学習及び体験・取材活動を行い、県民がSDGsや地域活動について学ぶための情報を発信する。

体験・取材活動を通じて団員が地域活動の魅力を感じ、活動終了後も地域活動に関心を持ち、参加を促すような体験・取材活動を行う。

(2) 共助コバトン地域応援団による成果発表会

体験・取材活動終了後、全団員が集まる成果発表会を開催する。成果発表会では、団員による各体験・取材活動の情報共有と、そこで学んだこと、感じた魅力などの発表を行う。

また、団員が地域に帰ってから地域社会活動に参加できるよう、各地域でボランティア活動に参加する方法についても情報提供を行う。

5 共助コバトン地域応援団員の活動

(1) 県内のNPO法人等に出向き、その取組への参加や取材活動を行い、内容をレポートにまとめる。

(2) 団員は、共助コバトン地域応援団のレポートをSNSやクチコミ等で発信する。

(3) 団員は、成果発表会に参加し、活動内容の共有等を行う。

(4) 団員は、新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などの取材があれば協力する。

(5) 団員は、成果発表会に参加し、体験・取材活動の情報共有等を行う。

6 委託する業務

- (1) 共助コバトン地域応援団員の募集、選定及び団員との連絡調整
 - ア) 小学生、中学生、高校生及びリーダーとして大学生等の異年齢の若者を募集する。
その際、異年齢からバランスよく応募があるよう募集方法を工夫すること。
 - イ) 共助コバトン地域応援団の定員は、各回20名程度とする。
 - ウ) 募集に当たっては、応募者に簡単なアンケート(2項目程度)を行うこと。
 - エ) 募集については、県でも広報を行う。
 - オ) 団員の選定は県と協議の上、決定する。
 - カ) 応募者多数の場合は、抽選で団員を決定する。
 - キ) 本事業の終了まで、団員との連絡調整は受託者が行う。
- (2) 体験・取材活動に係る安全確保等
 - ア) 団員が体験・取材活動を行うにあたり、けがや器物等の破損に係る保険に受託者の負担により加入する。
 - イ) 団員の体験・取材参加に際しては、交通機関等の安全に努め、全ての回で引率を行う。
 - ウ) 小学生等引率が必要な場合は、安全のため適宜保護者の引率を要請する。
- (3) 体験・取材先との連絡調整等
 - ア) 体験・取材活動は3回実施し、各回で異なる体験・取材先を選定する。
 - イ) 体験・取材先との連絡調整は原則として受託者が行うが、必要に応じて県も行う。
 - ウ) 体験・取材先に対して3万円程度の謝金を支払う。
- (4) 体験・取材活動の引率等
 - ア) 受付、進行、当日の緊急対応等を行う。
 - イ) 体験・取材活動の様子を、毎回写真等で記録すること。
- (5) 体験・取材活動のレポート作成等
 - ア) 団員が作成するレポートの様式を、県と協議の上、作成する。
 - イ) 体験・取材活動の際、団員にレポートの様式を配布、回収する。
 - ウ) 団員のレポートを参考に、体験・取材活動の様子を広報する。
 - エ) 体験・取材活動の様子は、県、受託者及び体験・取材先のHP・SNS等で発信する。
- (6) 成果発表会の開催等
 - ア) 成果発表会は各回の全団員を対象とし、構成について県に提案し、協議の上、実施する。
 - イ) 構成の提案に当たっては、単なる体験・取材活動の情報共有や発表のみで終わるのではなく、本事業の終了後も団員が各地域で地域社会活動に参加することを促すための工夫をすること。
 - ウ) 成果発表会の会場については受託者の負担により確保する。ただし、県との協議の上で、県の関連施設などでの開催が適当と認められる場合、県が会場を確保する。
 - エ) 成果発表会の開催に当たり、準備から当日の運営まで、原則として受託者が行う。
 - オ) 成果発表会終了後、各団員に「令和4年度 共助コバトン地域応援団 活動終了証」を交付する。
- (7) その他
 - ア) 本業務の広報物には、原則として以下の事項を記載する。
「彩の国 埼玉県」 埼玉県の県章 「コバトン」「さいたまっち」のイラスト

+ 「埼玉県マスコット『コバトン』」「埼玉県マスコット『さいたまっち』」

- イ) 本業務により作成された成果品（活動実施報告、ちらし、ニュースレターその他の広報物）は電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品する。
- ウ) 本業務により第三者の著作権を侵害しないように留意する。
- エ) 本業務により作成された成果品及びイラスト等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- オ) 受託業者は本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- カ) 納品広報物等に掲載されている写真の無断使用は禁止する。
- キ) 新型コロナウイルス感染防止に鑑み、業務については、埼玉県と協議を進めながら行う。
- ク) 受託業者は業務の進捗について、適宜埼玉県に報告を行うものとする。

7 事業のスケジュール（協議により変更することがある）

令和4年	6月21日	委託契約先の決定
令和4年	6月下旬～	事業打ち合わせ開始
令和4年	9月初旬～	共助コバトン地域応援団の募集
令和4年	9月下旬～	共助コバトン地域応援団の選出、県内企業・NPO等での体験・取材活動（3回） 応援団の情報発信及びレポートのとりまとめ など

8 業務運営体制

(1) 運営管理責任者（埼玉县委託契約書第5条業務責任者）

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、次の業務を担当する。

- ア 本業務の進行管理及び県との連絡調整
- イ 本業務で配置する業務担当者の指導及び支援
- ウ その他本業務の運営上必要と認められる事項

(2) 業務担当者を1名以上置き、運営管理者を補佐し以下の内容を担当する。

- ア 本業務の進行補佐
- イ 県との連絡調整補佐
- ウ 広報の実施
- エ 共助コバトン地域応援団員の引率・調整
- オ その他業務上必要と認められる事務

上記(1)及び(2)について、一部の業務について同一人が兼務しても構わないが、業務遂行に当たり支障が出ないように考慮し、必要な人員を配置すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。

- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じる。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成 1 6 年埼玉県条例第 6 5 号）に基づき、適正に取り扱う。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において特別県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (8) 本仕様書に定めるものの他に疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (9) 本仕様書に定めのないものについては、企画提案内容に準ずるものとする。

1 0 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後に支払う。ただし、保険料については、受託者の希望により前金で支払うことができる。
- (2) 本業務を完了した際は、原則として実績に応じ精算を行う。
- (3) 精算の結果、委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補てんする義務を負わない。